

議案第 9 号

朝来市営住宅条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

子育て世帯、新婚世帯、若年世帯及び母子父子世帯に係る入居者資格を緩和すること並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、保護命令制度の拡充によって接近禁止命令等及び退去等命令の用語が定められることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。



## 議案第9号資料

### 朝来市営住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入居の資格)</p> <p>第6条 普通市営住宅及び単独市営住宅（特別賃貸単独住宅を除く。）に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）（以下これらの者を「親族等」という。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28</p>	<p>(入居の資格)</p> <p>第6条 普通市営住宅及び単独市営住宅（特別賃貸単独住宅を除く。）に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）（以下これらの者を「親族等」という。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28</p>

<p>条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) <u>その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に</u> <u>応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p><u>ア 入居者が身体障害者である場合</u> <u>その他特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 214,000円</u></p> <p><u>(ア) 入居者又は同居者に前号イ、ウ、エ、カ又はキに該当する者がある場合</u></p> <p><u>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p> <p><u>(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p><u>イ 普通市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円</u> <u>(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</u></p>	<p>条の2において準用する場合を含む。) <u>又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>(3) <u>その者の収入が入居の申込みをした日において次のアからエまでに掲げる場合に</u> <u>応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p><u>ア 入居者が次のいずれかに該当する場合 259,000円</u></p> <p><u>(ア) 同居者に扶養親族である18歳未満の子(前号の児童を含む。)がある場合</u></p> <p><u>(イ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、これに相当する日として市長が別に定める日)から2年以内である場合</u></p> <p><u>(ウ) 配偶者又は婚姻の予約者のない者であり、かつ、同居者に扶養親族である20歳未満の子(里親に委託されている者を含む。)がある場合</u></p> <p><u>イ 入居者が身体障害者である場合</u> <u>その他特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 214,000円</u></p>
--	---

<p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p><u>(ア) 入居者又は同居者に前号イ、ウ、エ、カ又はキに該当する者がある場合</u></p> <p><u>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p> <p><u>(ウ) 入居者及びその配偶者又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である場合</u></p> <p><u>ウ 普通市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
-----------------------------------	--